

## 朝霞市条例第10号

### 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年朝霞市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表産業医の項中「1万3,125円」を「1万3,370円」に改め、同表学校医の項中「21万5,000円」を「21万9,000円」に、「173円」を「177円」に、「1万6,300円」を「1万6,700円」に、「9,300円」を「9,500円」に改め、同表学校歯科医の項中「21万5,000円」を「21万9,000円」に、「173円」を「177円」に改め、同表学校薬剤師の項中「13万1,000円」を「13万4,000円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に従事した職務に係る報酬について適用し、同日前に従事した職務に係る報酬については、なお従前の例による。